

○厚生労働省令第六十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十九年法律第二十五号）の一部及び児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第三百三十一号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月三十日

厚生労働大臣 根本 匠

児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第十八条の三十八 指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二十六第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市（地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）の市長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第十八条の三十九 法第二十一条の五の二十七第四項の規定により厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の市長が同条第一項の権限を行った結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。</p> <p>第十八条の四十 厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の市長は、指定障害児通所支援事業者が法第二十一条の五の二十八第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定障害児通所支援事業者の指定を行った都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読</p> | <p>第十八条の三十八 指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二十六第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の市長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第十八条の三十九 法第二十一条の五の二十七第四項の規定により厚生労働大臣が同条第一項の権限を行った結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。</p> <p>第十八条の四十 厚生労働大臣は、指定障害児通所支援事業者が法第二十一条の五の二十八第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定障害児通所支援事業者の指定を行った都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読</p> |

| | | | | |
|-----------|--|---|------------|----------------------------|
| | | <p>第十八条の二十八 第十八条の二十九 第一項から第三項 まで 第十八条の二十九 の二 第十八条の三十 第十八条の三十二 第四項 第十八条の三十四 の二 第十八条の三十五 第一項、第三項及 び第四号 第十八条の三十五 の七 第十八条の三十八 第一項</p> | <p>（略）</p> | <p>み替えるものとする。</p> |
| 又は指定都市若しく | 区分 | | <p>（略）</p> | <p>都道府県知事</p> |
| 、指定都市の市長 | 区分（令第四十五条の三第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。） | | <p>（略）</p> | <p>指定都市の市長及び児童相談所設置市の長</p> |

| | | | | |
|-----------|--|--|------------|----------------------------|
| | | <p>第十八条の二十八 第十八条の二十九 第十八条の二十九 の二 第十八条の三十 第十八条の三十二 第四項 （新設） 第十八条の三十五 第十八条の三十五 の七 第十八条の三十八 第一項</p> | <p>（略）</p> | <p>み替えるものとする。</p> |
| 又は指定都市（地方 | 区分 | | <p>（略）</p> | <p>都道府県知事</p> |
| 、指定都市の市長 | 区分（地方自治法施行令第七十四条の二十六第七項及び児童福祉法施行令（以下「令」という。）第四十五条の三第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。） | | <p>（略）</p> | <p>指定都市の市長及び児童相談所設置市の長</p> |

| | | | | | | | | | | | | | |
|----------|-----|---|-----|--------------|---------|----------------|----------------|-----|--------|-----|------|-----|--|
| 第十八条の三十九 | (略) | は中核市（地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）の市長 | (略) | 又は児童相談所設置市の長 | 第十八条の四十 | 指定都市若しくは中核市の市長 | 指定都市若しくは中核市の市長 | (略) | 都道府県知事 | (略) | 都道府県 | (略) | 第二十五条の七第一項から第十項まで及び第十二条第二十五条の九第二十五条の十一第二十五条の十四第二十五条の十七第二十五条の十九 |
| | | | | | | 都道府県知事 | 都道府県知事 | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|----------|-----|---|-----|--------------|---------|----------------|----------------|-----|--------|-----|------|-----|--|
| 第十八条の三十九 | (略) | 自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の市長 | (略) | 又は児童相談所設置市の長 | 第十八条の四十 | 厚生労働大臣 | 厚生労働大臣 | (略) | 都道府県知事 | (略) | 都道府県 | (略) | 第二十五条の七第二十五条の九第二十五条の十一第二十五条の十四第二十五条の十七第二十五条の十九 |
| | | | | | | 厚生労働大臣又は都道府県知事 | 厚生労働大臣又は都道府県知事 | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|----------------------|-------------------|---|------------|------------|------------|-----------------------------|---------------------|-------------------------------|--|------------|------------|
| <p>第一項及び第三項 (略)</p> | <p>第二十五条の二三の二第一項</p> | <p>区分 (略)</p> | <p>区分(令第四十五条の三第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> | <p>(略) 第二十五条の二十四第一項</p> | <p>(略) 都道府県</p> | <p>(略) 指定都市及び児童相談所設置市</p> | <p>第二十五条の二十九 第二十六条 第二十七条 第三十二条において準用する第二十六条 第三十二条において準用する第二十七條</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |
|-------------------------|----------------------|-------------------|---|------------|------------|------------|-----------------------------|---------------------|-------------------------------|--|------------|------------|

| | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|-------------------|---|------------|------------|------------|------------|--------------------------|---------------------|-------------------------------|--|------------|------------|
| <p>(略) 第二十五条の二三の二第一項</p> | <p>区分 (略)</p> | <p>区分(地方自治法施行令第七十四條の二十六第七項及び令第四十五条の三第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> | <p>(略) 第二十五条の二十四</p> | <p>(略) 都道府県</p> | <p>(略) 指定都市及び児童相談所設置市</p> | <p>第二十五条の二十九 第二十六条 第二十七条 第三十二条において準用する第二十六条 第三十二条において準用する第二十七條</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |
|------------------------------|-------------------|---|------------|------------|------------|------------|--------------------------|---------------------|-------------------------------|--|------------|------------|

| | | | |
|--------------|-----|-----|--|
| (略) | (略) | (略) | <p>第五十条の三 令第四十五条第二項の規定により、中核市が児童福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。</p> |
| 第三十六条の三十の二 | (略) | (略) | 都道府県知事 |
| 第三十六条の三十の三 | (略) | (略) | 指定都市の市長及び児童相談所設置の長 |
| 第三十六条の三十の五 | (略) | (略) | 指定都市の市長及び児童相談所設置の長 |
| 第三十六条の三十の六 | (略) | (略) | 指定都市の市長及び児童相談所設置の長 |
| 第三十六条の三十の七 | (略) | (略) | 指定都市の市長及び児童相談所設置の長 |
| 第三十六条の三十一第二項 | (略) | (略) | 指定都市の市長及び児童相談所設置の長 |
| 第三十六条の三十二の四 | (略) | (略) | 指定都市の市長及び児童相談所設置の長 |
| 第三十六条の三十三第二項 | (略) | (略) | 指定都市の市長及び児童相談所設置の長 |
| 第三十六条の三十五第二項 | (略) | (略) | 指定都市の市長及び児童相談所設置の長 |
| 第三十六条の三十八第二項 | (略) | (略) | 指定都市の市長及び児童相談所設置の長 |
| 第三十六条の三十九の二 | (略) | (略) | 指定都市の市長及び児童相談所設置の長 |
| 第三十六条の四十 | (略) | (略) | 指定都市の市長及び児童相談所設置の長 |

| | | | |
|--------------|-----|-----|---|
| (略) | (略) | (略) | <p>第五十条の三 令第四十五条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。</p> |
| 第三十六条の三十の二 | (略) | (略) | 都道府県知事 |
| 第三十六条の三十の三 | (略) | (略) | 指定都市の市長及び児童相談所設置の長 |
| 第三十六条の三十の五 | (略) | (略) | 指定都市の市長及び児童相談所設置の長 |
| 第三十六条の三十の六 | (略) | (略) | 指定都市の市長及び児童相談所設置の長 |
| (新設) | (略) | (略) | 指定都市の市長及び児童相談所設置の長 |
| 第三十六条の三十一第二項 | (略) | (略) | 指定都市の市長及び児童相談所設置の長 |
| 第三十六条の三十二の四 | (略) | (略) | 指定都市の市長及び児童相談所設置の長 |
| 第三十六条の三十三第二項 | (略) | (略) | 指定都市の市長及び児童相談所設置の長 |
| 第三十六条の三十五第二項 | (略) | (略) | 指定都市の市長及び児童相談所設置の長 |
| 第三十六条の三十八第二項 | (略) | (略) | 指定都市の市長及び児童相談所設置の長 |
| 第三十六条の三十九の二 | (略) | (略) | 指定都市の市長及び児童相談所設置の長 |
| 第三十六条の四十 | (略) | (略) | 指定都市の市長及び児童相談所設置の長 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|--|---|---|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| <p>第十条第一項 第十一条 第十五条 第十六条 第十八条の二十七 第十八条の二十七 第十四項(第十八条 の二十九第四項に おいて準用する場 合を含む。)</p> | <p>第十八条の二十七 第五項(第十八条 の二十九第四項に おいて準用する場 合を含む。)</p> | <p>都道府県知事 中核市の市長</p> | <p>第十八条の二十八 第十八条の二十九 第一項から第三項 まで 第十八条の二十九 の二 第十八条の三十 第十八条の三十二 第十四項 第十八条の三十四 の二</p> | <p>都道府県知事 市町村長 は、これらの指定に 係る申請の書類の写 しを提出することに より行わせる</p> | <p>都道府県知事 中核市の市長 中核市の市長</p> | <p>都道府県知事 中核市の市長</p> | <p>を省略させる</p> | <p>中核市の市長 中核市の市長</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(新設)</p> | <p>第十条第一項 第十一条 第十五条 第十六条 (新設)</p> | <p>(新設)</p> | <p>(新設) (新設) (新設)</p> | <p>都道府県知事</p> | <p>(新設)</p> | <p>(新設) (新設) (新設)</p> | <p>中核市の市長</p> |

| | | | | | | |
|--------|--|----------------|--|---|---|--|
| | 第十八条の三十五 第一項、第三項及 び第四項 第十八条の三十五 の七 | 第十八条の三十九 の二 | 指定都市若しくは中 核市の市長 指定都市若しくは中 核市の市長 都道府県知事 | 都道府県知事 | 法第二十一条の五の 第二十七第四項 | 法第二十一条の五 の第二十七第四項（ 地方自治法施行令 第七十四條の四 十九の第二項の 規定により読み替 えて適用する場合 を含む。） 都道府県知事 |
| 対象事業者を | | 第三十六条の三十 の二 | （略） 情報公表対象支援情 報を | （略） 情報公表対象支援 情報（指定障害児 入所施設等（法第 二十四条の二第一 項に規定する指定 障害児入所施設等 をいう。以下この 条において同じ。 ）に係るものを除 く。）を | （略） 情報公表対象支援 情報（指定障害児 入所施設等（法第 二十四条の二第一 項に規定する指定 障害児入所施設等 をいう。以下この 条において同じ。 ）に係るものを除 く。）を | |

| | | | | | | |
|----------|--|----------------|--|------------------------------|--|------------------------------|
| | | 第三十六条の三十 の二 | | （新設） （新設） （新設） （新設） | | （新設） （新設） （新設） （新設） |
| 対象事業者を | | 第三十六条の三十 の二 | （略） 情報公表対象支援情 報を | （新設） （新設） （新設） （新設） | | （新設） （新設） （新設） （新設） |
| 対象事業者（指定 | | | （略） 情報公表対象支援 情報（指定障害児 相談支援事業者（ 法第二十四条の二 十六第一項第一号 に規定する指定障 害児相談支援事業 者をいう。以下こ の条において同じ 。）に係るものに 限る。）を | （新設） （新設） （新設） （新設） | | （新設） （新設） （新設） （新設） |

| | | | | | | | | | | | |
|-----|--|--------|-----|-----|--|-----------|-----|-----|--------|--|---------------------------|
| (略) | <p>第三十六条の三十の五 第三十六条の三十の六 第三十六条の三十の七 第三十二条の四 第三十六条の三十三第二項 第三十六条の三十五第二項 第三十六条の三十八第二項 第三十六条の三十九の二</p> | 都道府県知事 | (略) | (略) | | 情報公表対象支援を | (略) | (略) | 中核市の市長 | <p>情報公表対象支援（指定入所支援）（法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。）を除く。）を</p> | <p>障害児入所施設等の設置者を除く。）を</p> |
| (略) | <p>第三十六条の三十の五 第三十六条の三十の六 （新設） 第三十六条の三十二の四 第三十六条の三十三第二項 第三十六条の三十五第二項 第三十六条の三十八第二項 第三十六条の三十九の二</p> | 都道府県知事 | (略) | (略) | | 情報公表対象支援を | (略) | (略) | 中核市の市長 | <p>情報公表対象支援（指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）に限る。）を</p> | <p>障害児相談支援事業者に限る。）を</p> |

(介護保険法施行規則の一部改正)

第二条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

(指定通所介護事業者に係る指定の申請等)

第百十九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が児童福祉法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき第三十条の三に定める種類の障害児通所支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けている場合又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第三十条の四第二号に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一 (略)

(指定地域密着型通所介護事業者に係る指定の申請等)

改正前

(指定通所介護事業者に係る指定の申請等)

第百十九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が児童福祉法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき第三十条の三に定める種類の障害児通所支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けている場合又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第三十条の四第二号に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。ただし、当該指定又は当該指定の更新に係る事業所が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の区域内に所在する場合において、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者(指定障害児通所支援事業者の指定を受けている者に限る。)が次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該中核市の市長に提出しているときは、当該中核市の市長は、当該申請書の記載又は書類の提出は、指定障害児通所支援事業者の指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。

一 (略)

(指定地域密着型通所介護事業者に係る指定の申請等)

第三百三十一条の三の二 (略)

254 (略)

5 第一項及び第三項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が児童福祉法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき第三十一条の七に定める種類の障害児通所支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けている場合又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第三十一条の十一の八に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。ただし、当該指定又は当該指定の更新に係る事業所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項及び第六十五条の六において「中核市」という。）の区域内に所在する場合において、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該指定都市の市長又は当該中核市の市長に提出しているときは、当該指定都市の市長又は当該中核市の市長は、当該申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一5四 (略)

第三百三十一条の三の二 (略)

254 (略)

5 第一項及び第三項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が児童福祉法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき第三十一条の七に定める種類の障害児通所支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けている場合又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第三十一条の十一の八に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。ただし、当該指定又は当該指定の更新に係る事業所が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は中核市の区域内に所在する場合において、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該指定都市の市長又は当該中核市の市長に提出しているときは、当該指定都市の市長又は当該中核市の市長は、当該申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一5四 (略)

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正)

第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令

第十九号)の一部を次の表のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(業務管理体制の整備に関する事項の届出)</p> <p>第三十四条の二十八 指定事業者等は、法第五十一条の二第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市(地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ)の市長(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(都道府県知事の求めに応じて法第五十一条の三第一項の権限を行った場合における厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の市長による通知)</p> <p>第三十四条の二十九 法第五十一条の三第四項の規定により厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の市長が同条第一項の権限を行った結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。</p> <p>(法第五十一条の四第三項の規定による命令に違反した場合における厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の市長による通知)</p> <p>第三十四条の三十 厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の市長は、指定事業者等が法第五十一条の四第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定事業者等の指定を行った都道府県知事に通知しなければならない。</p> | <p>(業務管理体制の整備に関する事項の届出)</p> <p>第三十四条の二十八 指定事業者等は、法第五十一条の二第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の長(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(都道府県知事の求めに応じて法第五十一条の三第一項の権限を行った場合における厚生労働大臣による通知)</p> <p>第三十四条の二十九 法第五十一条の三第四項の規定により厚生労働大臣が同条第一項の権限を行った結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。</p> <p>(法第五十一条の四第三項の規定による命令に違反した場合における厚生労働大臣による通知)</p> <p>第三十四条の三十 厚生労働大臣は、指定事業者等が法第五十一条の四第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定事業者等の指定を行った都道府県知事に通知しなければならない。</p> |

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第三十四条の六十二 指定相談支援事業者は、法第五十一条の三十一第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市若しくは中核市の市長又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一〜四 (略)

2・3 (略)

(都道府県知事又は市町村長の求めに応じて法第五十一条の三十二第一項の権限を行った場合における厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長による通知)

第三十四条の六十三 法第五十一条の三十二第四項の規定により厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が同条第一項の権限を行った結果を通知するときは、当該権限行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

(法第五十一条の三十三第三項の規定による命令に違反した場合における厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長による通知)

第三十四条の六十四 厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、指定相談支援事業者が法第五十一条の三十三第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定相談支援事業者の指定を行った都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。

(大都市の特例)

第七十条 令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合には、次の表の上

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第三十四条の六十二 指定相談支援事業者は、法第五十一条の三十一第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の市長又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一〜四 (略)

2・3 (略)

(都道府県知事又は市町村長の求めに応じて法第五十一条の三十二第一項の権限を行った場合における厚生労働大臣又は都道府県知事による通知)

第三十四条の六十三 法第五十一条の三十二第四項の規定により厚生労働大臣又は都道府県知事が同条第一項の権限を行った結果を通知するときは、当該権限行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

(法第五十一条の三十三第三項の規定による命令に違反した場合における厚生労働大臣又は都道府県知事による通知)

第三十四条の六十四 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定相談支援事業者が法第五十一条の三十三第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定相談支援事業者の指定を行った都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。

(大都市の特例)

第七十条 令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合には、次の表の上

欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

| | | |
|--|---------------|---------|
| 第三十四条の二十九 第三十四条の三十 | 指定都市若しくは中核市の長 | 都道府県知事 |
| 第三十四条の七第一項及び第三項から第五項まで 第三十四条の八 第三十四条の九第一項から第四項まで 第三十四条の十一第一項から第四項まで 第三十四条の十二 第三十四条の十四第一項から第三項まで 第三十四条の十五第一項から第三項まで 第三十四条の十六 第三十四条の十七 第三十四条の十八 第三十四条の十八の二 第三十四条の十八の三 第三十四条の十九 | (略) | 都道府県知事 |
| | (略) | 指定都市の市長 |

欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

| | | |
|---|--------|----------------|
| 第三十四条の二十九 第三十四条の三十 | 厚生労働大臣 | 厚生労働大臣又は都道府県知事 |
| 第三十四条の七 第三十四条の八 第三十四条の九第一項から第四項まで 第三十四条の十一第一項から第四項まで 第三十四条の十二 第三十四条の十四 第三十四条の十五 | (略) | 都道府県知事 |
| | (略) | 指定都市の市長 |

| | |
|-------------------|-----------|
| 第三十四条の二十 の三第四項 | 第三十四条の二十 |
| 二 | 第三十四条の二十 |
| 第三十四条の二十 | 第三十四条の二十 |
| 三 | 第三十一条、第三項 |
| 及び第四項 | 及び第四項 |
| 四 | 第三十四条の二十 |
| 五 | 第三十四条の二十 |
| 六 | 第三十四条の二十 |
| 六 | 第三十四条の二十 |
| 六の八 | 第三十四条の二十 |
| 七 | 第三十四条の三十 |
| 七 | 第三十四条の五十 |
| 八 | 第三十四条の五十 |
| 八 | 第三十五条第四項 |
| 第五十七条 | 第五十七条 |
| 第六十二条 | 第六十二条 |
| 第六十三条 | 第六十三条 |
| 第六十四条 | 第六十四条 |
| 第六十五条第二項 | 第六十五条第二項 |
| 六 | 第六十五条の九の |
| 六 | 第六十五条の九の |
| 七 | 第六十五条の九の |
| 七 | 第六十五条の九の |

| | |
|-------------------|----------|
| 第三十四条の二十 の三第四項 | 第三十四条の二十 |
| 二 | 第三十四条の二十 |
| 第三十四条の二十 | 第三十四条の二十 |
| 三 | 第三十一条の二十 |
| 四 | 第三十四条の二十 |
| 五 | 第三十四条の二十 |
| 六 | 第三十四条の二十 |
| 六 | 第三十四条の二十 |
| 六の八 | 第三十四条の二十 |
| 七 | 第三十四条の三十 |
| 七 | 第三十四条の五十 |
| 八 | 第三十四条の五十 |
| 八 | 第三十五条第四項 |
| 第五十七条 | 第五十七条 |
| 第六十二条 | 第六十二条 |
| 第六十三条 | 第六十三条 |
| 第六十四条 | 第六十四条 |
| 第六十五条第二項 | 第六十五条第二項 |
| 六 | 第六十五条の九の |
| 六 | 第六十五条の九の |
| 七 | 第六十五条の九の |
| 七 | 第六十五条の九の |

| | | | |
|--|--------------------------------|---------------|-----|
| 九 第六十五条の九の 十 第六十六条第二項 別表第八号 別表第九号 | (略) | (略) | (略) |
| 第三十四条の六十 三 | 、都道府県知事又は 指定都市若しくは中 核市の長 | 又は都道府県知事 | (略) |
| 第三十四条の六十 四 | 、都道府県知事又は 指定都市若しくは中 核市の長 | 又は都道府県知事 | (略) |
| (略) | 都道府県知事又は 指定都市の市長又 は | 指定都市の市長又 は | (略) |

(中核市の特例)

第七十一条 令第五十一条第二項の規定により、中核市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

| | | |
|------------------------------------|-------------------|--------|
| 第三十四条の二十 九 | 指定都市若しくは中 核市の長 | 都道府県知事 |
| 第三十四条の三十 一 項及び第三項か ら第五項まで | 都道府県知事 | 中核市の市長 |
| 第三十四条の八 第三十四条の九第 九 | | |

| | | | |
|--|---------------------------|---------------|-----|
| 九 第六十五条の九の 十 第六十六条第二項 別表第八号 別表第九号 | (略) | (略) | (略) |
| 第三十四条の六十 四 | (新設) | (新設) | (略) |
| (略) | 都道府県知事又は 指定都市の市長又 は | 指定都市の市長又 は | (略) |

(中核市の特例)

第七十一条 令第五十一条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

| | | |
|--------------------------|--------|--------|
| (新設) | (新設) | (新設) |
| 第三十四条の七 (新設) | 都道府県知事 | 中核市の市長 |
| 第三十四条の八 第三十四条の九第 九 | | |

一 項から第四項ま
 で
 第三十四条の十一
 第一項から第四項
 まで
 第三十四条の十二
 第三十四条の十四
 第三十四条の十四
 第一項から第三項
 まで
 第三十四条の十五
 第一項から第三項
 まで
 第三十四条の十六
 第三十四条の十七
 第三十四条の十八
 第三十四条の十八
 の二
 第三十四条の十八
 の三
 第三十四条の十九
 第三十四条の二十
 の三第四項
 第三十四条の二十
 二
 第三十四条の二十
 三
 第三一項、第三項
 及び第四項
 第三十四条の二十
 四
 第三十四条の二十
 五

一 項から第三項ま
 で
 第三十四条の十一
 第一項から第四項
 まで
 第三十四条の十二
 第三十四条の十四
 第三十四条の十四
 第三十四条の十五
 第三十四条の十六
 第三十四条の十七
 第三十四条の十八
 第三十四条の十八
 の二
 第三十四条の十八
 の三
 第三十四条の十九
 第三十四条の二十
 の三第四項
 第三十四条の二十
 二
 第三十四条の二十
 三
 第三十四条の二十
 四
 第三十四条の二十
 五

| | | | | | |
|---|-------------|-------------|---|------------------------|--|
| <p>第三十四条の二十 六 第三十四条の二十 六の八 第三十四条の三十 第三十四条の五十 七 第三十四条の五十 八 第五十七条 第六十二条 第六十三条 第六十四条 第六十五条第二項 第六十五条の九の 六 第六十五条の九の 七 第六十五条の九の 九 第六十五条の九の 十 第六十六条第二項 別表第八号 別表第九号</p> | | | <p>第三十四条の二十 六 第三十四条の二十 六の八 第三十四条の三十 第三十四条の五十 七 第三十四条の五十 八 第五十七条 第六十二条 第六十三条 第六十四条 第六十五条第二項 第六十五条の九の 六 第六十五条の九の 七 第六十五条の九の 九 第六十五条の九の 十 第六十六条第二項 別表第八号 別表第九号 第三十四条の九第 四項</p> | <p>都道府県知事 場合又は</p> | <p>中核市の市長 場合において、次 の各号に掲げる規 定に掲げる事項に 係る申請書又は書 類を既に都道府県</p> |
| <p>(削る)</p> | <p>(削る)</p> | <p>(削る)</p> | | | |

| | | | | |
|-----|---------------------------------------|----------|-----|--|
| (略) | 第三十四条の六十 四 | (略) | (略) | |
| (略) | 都道府県知事又は 核市の長 指定都市若しくは中 核市の長 | (略) | (略) | |
| (略) | 中核市の市長又は | 又は都道府県知事 | (略) | |

| | | | | |
|-----|---------------|------|-----|--|
| (略) | 第三十四条の六十 四 | (新設) | (略) | |
| (略) | 都道府県知事又は | (新設) | (略) | |
| (略) | 中核市の市長又は | (新設) | (略) | 知事に提出してい るときは、当該各 号に定める規定に 掲げる事項に係る 申請書の記載又は 書類の提出は、こ れらの指定に係る 申請の書類の写し を提出することに より行わせること ができ、 |

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。